



令和7年3月26日

亀岡市議会議長 小川 克己 様

発議者 福井 英昭
平本 英久
松山 雅行
木村 勲
三上 泉
富谷加都子

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定に
より提出します。

議第3号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（費用弁償）

第4条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第14号)の規定を準用し、特別職に相当する旅費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員が次の各号に定める会議等の場に出席したときは、住居から参集場所までの距離に応じて、費用弁償として交通費の実費相当額を支給する。

- (1) 本会議
- (2) 常任委員会
- (3) 議会運営委員会
- (4) 特別委員会
- (5) 全員協議会（全員初協議会を含む）
- (6) 広報広聴会議（各部会を含む）

3 前項の規定により支給する費用弁償の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共交通機関を利用した場合の交通費の費用弁償の額 実費額（ただし、定期券の支給は認めない。）
- (2) 自動車、自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を使用した場合の交通費の費用弁償の額 登庁日数に亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年亀岡市規則第45号）別表第2の通勤距離に応じた1日当たりの額を乗じて得た額

(3) 前各号以外の方法により登庁した場合の交通費の費用弁償の額
実費額(ただし、当該方法により登庁することが真にやむを得ないと
議長が認めた場合に限る。)

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の規定は、この条例の施行日以後の費用弁償から適用し、同日前の費用
弁償については、なお従前の例による。